

2025年12月25日 一部改正
2025年7月30日 技術委員会 審議

焼却設備の火炎消失時における安全装置の作動時間

改正対象

鋼船規則検査要領 D 編

改正理由

鋼船規則 D 編 9 章では、船舶に設置される焼却設備に関する要件を規定しており、火炎が消失した際にバーナへの燃料等の供給を停止できる安全装置を備えることが求められている。しかし、安全装置の作動時間については、特段明記されていない。

一方で、MARPOL 条約を取り入れた本会規則である海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2 章及び同検査要領では、焼却設備は IMO 決議 MEPC.244(66)に適合しなければならない旨規定しており、同決議にて、焼却設備の安全装置は火炎消失後 4 秒以内に作動することが求められている。このため、鋼船規則 D 編においても同要件を明確化するため、関連規定を改める。

改正内容

焼却設備の安全装置の作動時間に関する要件を明記する。

施行及び適用

2026年1月1日から施行

ID:DD25-12

「焼却設備の火炎消失時における安全装置の作動時間」 新旧対照表

新 鋼船規則検査要領 D 編 機関	旧 鋼船規則検査要領 D 編 機関	備考	
D9 ボイラ等及び焼却設備	D9 ボイラ等及び焼却設備		
D9.13 焼却設備	D9.13 焼却設備	<p>MALPOL 条約 Annex VI Reg.16 の適用を受ける焼却設備について、火炎消失時に安全装置に要求される作動時間を明記する。 (MEPC.244(66) 5.3.2.2 参照)</p>	
<p>D9.13.4 安全装置及び警報装置 <u>規則 D 編 9.13.4-1.(2)において、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.4-1.(2)の適用を受ける焼却設備については、火炎の消失後 4 秒以内にバーナへの燃料の供給を遮断できるものとすること。</u></p>			